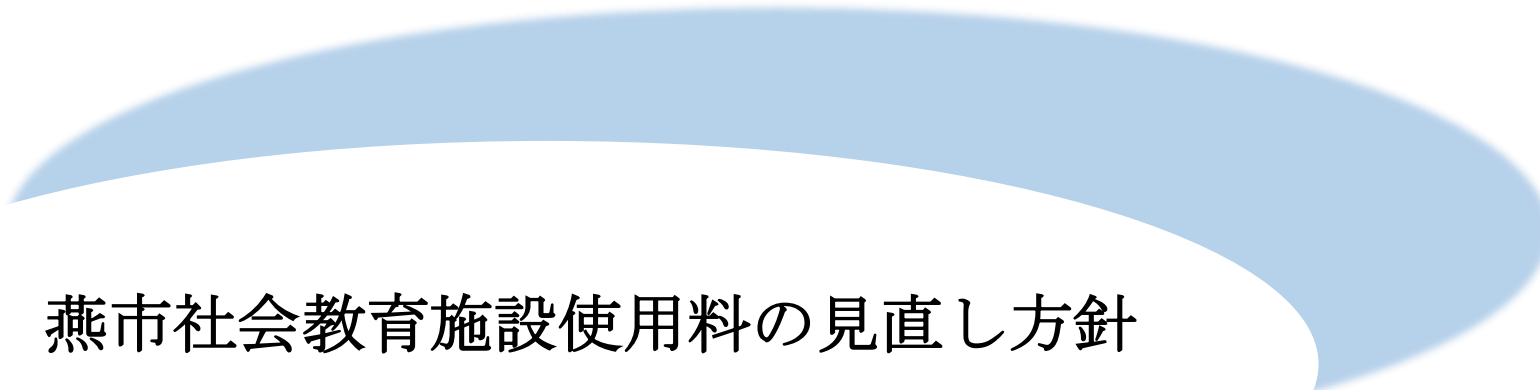


議案 番号	5 6	資料 番号	3
社会教育課			



燕市社会教育施設使用料の見直し方針

令和元年 9 月

燕市教育委員会 社会教育課

はじめに

現行の社会教育施設使用料につきましては、地方自治法第225条※の規定に基づき、それぞれの条例で使用料の金額を定め、利用者の皆さまから徴収しております。

本市の使用料は、合併後に、一部の体育施設で減免の見直しを行いましたが、その算定基準の抜本的な見直しまで至らなかったことから、施設や地区により使用料の金額に差があり、同等の施設を利用しても使用料に違いがある状況です。

また、平成28年3月に策定した「燕市行政改革推進プラン」では、その実施項目に「受益者負担の適正化」を掲げており、公共施設使用料等の見直しの統一基準を作成し、行政サービスの受益に関する公平性や公正性を確保することとしています。

これらのことから、平成28年5月に「燕市社会教育施設使用料見直し検討委員会」を立ち上げ、公共施設のうち社会教育施設の使用料の見直しについて約3年間に渡り議論を重ね、その結果が、平成31年3月に本委員会から市へ「社会教育施設使用料見直しに関する意見書」として提出されました。

市教育委員会では、この意見書の内容を踏まえ、本方針を策定しました。

※ 地方自治法抜粋
(使用料)

第二百五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

目 次

I 見直しの基本的な考え方

- 1 見直しの必要性について 5
- 2 見直しの基本方針について 6

II 使用料の見直し方針

- 1 社会教育施設使用料の改定について 8
- 2 学校体育館の開放に係る使用料の設定について 1 6
- 3 個人利用の使用料設定について 1 8

III 使用料以外の条例の見直し

- 1 使用料以外の条例の見直し 2 2

IV 新しい料金表

- 1 見直しの対象施設 2 5
- 2 使用料の新しい料金表 2 6

I 見直しの基本的な考え方

1 見直しの必要性について

平成の合併以降、公共施設の使用料の不均衡などを是正するため、全国的に公共施設の使用料見直しが行われる中、新潟県内においても半数以上の市が見直しを行っています。

燕市の社会教育施設における使用料については、平成18年3月の合併以降、体育施設で一部減免の見直しを行ってきたものの、使用料の算定基準などの抜本的な見直しまでは行ってきませんでした。

そのため、同じ広さの貸室を利用した場合であっても、施設や地区によって社会教育施設使用料が異なる状況にあります。

また、減免基準においても、体育施設や文化施設では、一部の全額減免を除き使用料を徴収している一方で、公民館施設は、ほぼ全ての利用団体が全額減免となっており、施設区分によって減免基準が異なる状況にあります。

こうしたことから、社会教育施設全体における使用料と減免基準を統一し、施設や地区による差を是正することで、利用者間の公平性を確保する必要があります。

また、現行の使用料は、類似施設の使用料を参考にするなどの手法で設定され、合併後の社会教育施設における施設の維持管理費が考慮されていないため、これに対する受益者の適正な負担割合とともに使用料の算定根拠を明確化し、施設を利用する人としらない人の一定程度のバランスを考慮した使用料設定が必要です。

2 見直しの基本方針について

社会教育施設使用料の見直しにあたっては、以下の4つの基本方針に基づき見直しを行います。

(1) 受益者負担の適正化

現行の使用料設定では、適正な受益者負担割合を考慮していないため、結果として、施設の維持管理における公費（税金）の負担が大きくなっていることから、利用者が受けるサービスに見合った負担を考慮し、使用料を設定します。

(2) 使用料算定基準の統一

統一的な使用料算定基準を策定し、施設や地区による使用料の差を是正します。

(3) 県内他市とのバランス

これまで、県内他市においても使用料の見直しが行われていることから、近隣の三条市や新潟市などとの使用料のバランスを考慮します。

(4) 減免基準の統一

現行の減免基準は、施設区分ごとに異なっており、社会教育施設の統一的な減免基準は設けていません。

そのため、同じ減免対象団体が体育施設を利用した場合と公民館施設を利用した場合で減免率に差が生じています。今回の使用料の設定に併せ、減免基準を統一します。

Ⅱ 使用料の見直し方針

1 社会教育施設使用料の改定について

社会教育施設の使用料と減免については、以下のとおり統一します。

(1) 使用料の新しい料金表

社会教育施設使用料の見直しの基本方針に基づき、次の①②③のとおり維持管理費と受益者負担割合を設定します。

なお、これにより得た金額をそのまま適用した場合、使用料が大幅に上がる施設もあることから、次の④の急増抑制措置を併せて講じます。

① 使用料の算定式

使用料については、施設の維持管理費の一部を利用者に負担してもらうこととし、以下の算定式を用い図1のとおり算定します。

【使用料の算定式】

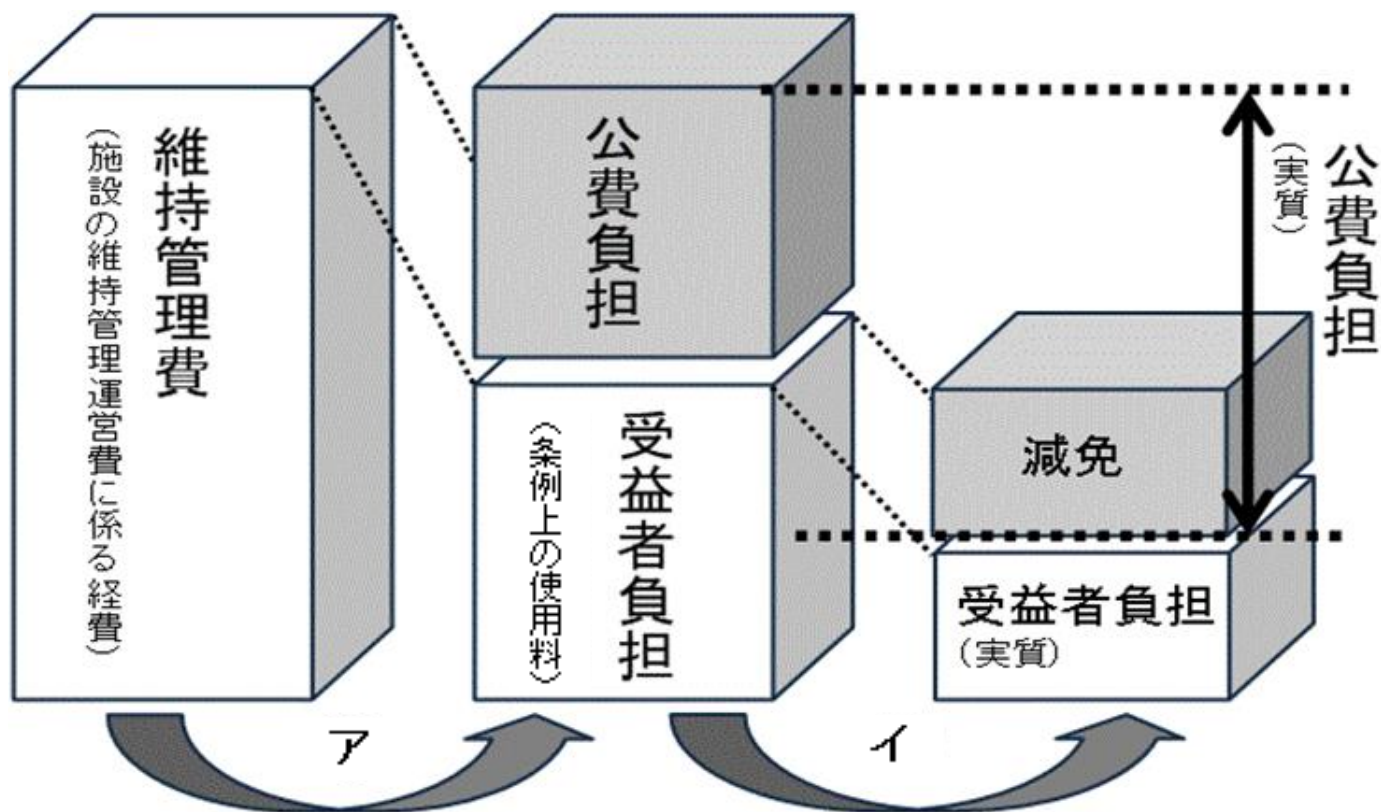
$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{維持管理費}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

※用途分類ごとに積上げ

用途分類とは

例として会議室と野球場の貸出しのように、その性質や用途によって、維持管理費が大きく異なることから、社会教育施設の各貸室を9つの分類に分けることで、維持管理費に応じた使用料となるよう調整したものです。

《図1》維持管理費を考慮した使用料算定のイメージ



ア：条例上の使用料の決定

施設の維持管理費を公費と受益者で按分し、公費負担額を差引いたものが、受益者の負担額となります。

イ：実質的な受益者負担額の決定

条例上の使用料から減免額を差引いたものが、実質的な受益者の負担額（徴収額）となります。

② 維持管理費に算入する経費

維持管理費は、施設の維持管理等の業務に直接従事する職員に要する人件費と施設の維持管理等に必要な物品の購入や施設の修理などに要する経費の積上げにより算出します。

なお、利用者の使用料の負担を一定に保つため、施設の減価償却費や災害による臨時的経費等は、維持管理費に算入しないものとします。

③ 受益者負担割合

施設の維持管理費を公費と受益者で按分する「受益者負担割合」については、公費と受益者の負担均衡を図るため、50%とします。

④ 見直しに係る負担の急増抑制措置

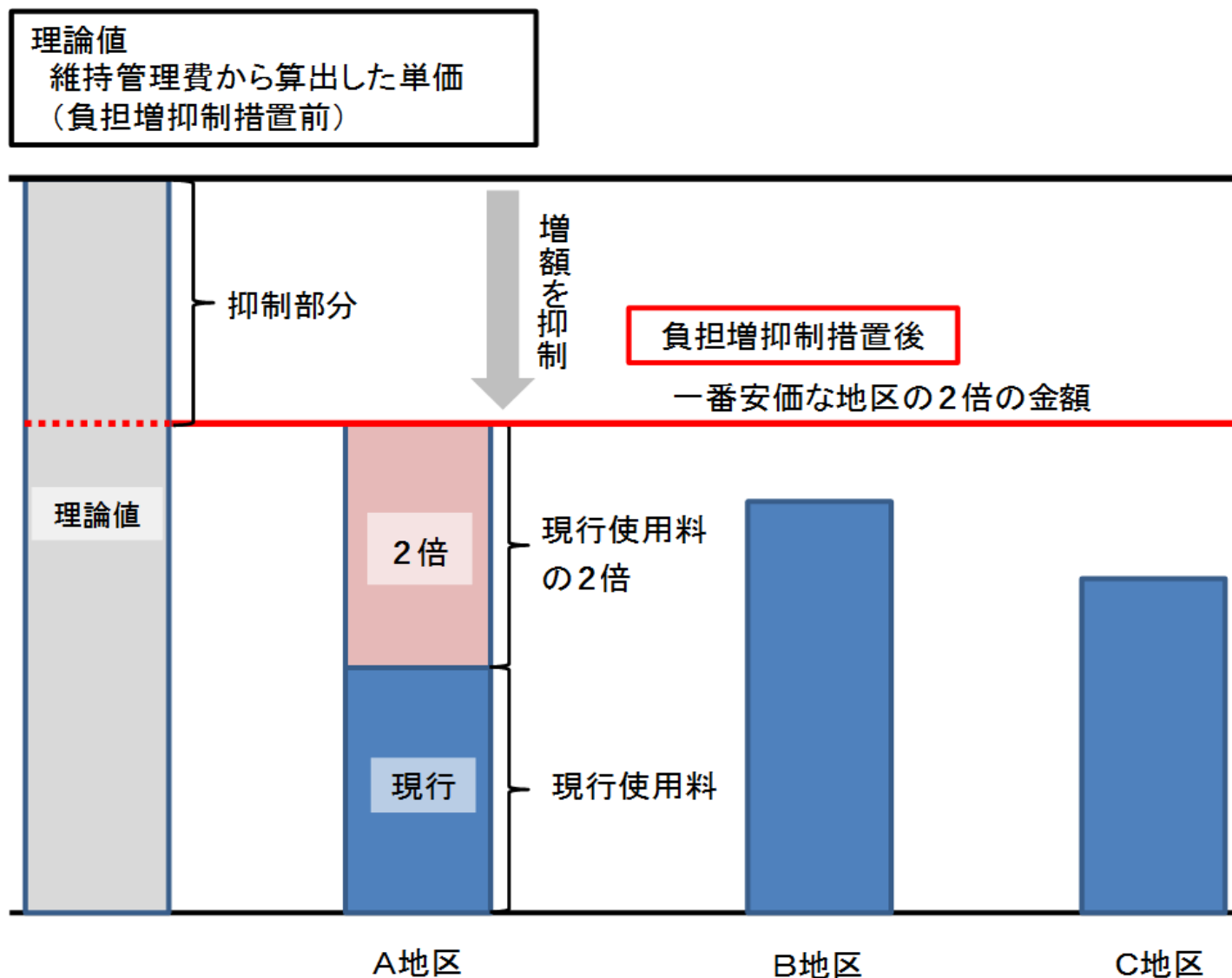
使用料は、維持管理費に受益者負担割合を乗じることで、受益者負担額（条例上の使用料）を算定します。

その結果、施設によっては、見直し後の使用料が現行使用料と比べ極端に増額となり、利用者の負担の急増が懸念されます。

これらがもたらす市民への影響に配慮し、見直し後の使用料が極端な増額とならないよう、図2のとおり燕・吉田・分水の各地区の現行使用料で最も安価な地区の2倍を上回っていた場合には、最も安価な地区の2倍の金額まで単価を引き下げる負担増抑制措置を講じることとします。

①～④の考え方にに基づき算出した使用料は、「Ⅳ 新しい料金表」のとおりとします。

《図 2》



※負担増抑制措置の倍率は、現行の各地区の平均使用料を基に新たな使用料単価を算出するものであり、各施設の改定倍率ではありません。

(2) 減免の新しい統一基準

社会教育施設使用料の見直しの基本方針に基づき、統一後の減免基準を次の表1のとおりとします。

《表1》

減免率	減免対象団体	減免理由
100%	・市、教育委員会 ・市立の学校関係	歳入・歳出を同一会計とする市の機関であることから、使用料収入による実質的な利益がないため
	・県立の学校関係（市内）	燕市に在住又は在学する子どもたちの健全育成に資する団体であるため
	・スポーツ少年団 ・上記のほか、青少年健全育成に資する団体として認められるもの	燕市の青少年を育成する団体であり、燕市の未来を担う子どもたちの健全育成に直接的に貢献しているため
	・自治会、まちづくり協議会	燕市の地域活動の拠点機能を有する組織であるため
	・共催団体	市が共に催すことを承認した事業を行う団体であるため
80%	・スポーツ協会及び加盟団体 ・文化協会及び加盟団体 ・美術協会	生涯学習活動を行う市内のサークルに対して「発表の場」を提供するなど、個々のサークルの母体団体としての機能を有するため
50%	・社会教育関係団体	燕市が社会教育関係団体としてその活動内容を認定した団体であるため
	・後援団体	市が後押しして応援することを承認した事業を行う団体であるため

ただし、統一後の減免基準を補完するため、以下の措置を講じます。

① 減免追加措置

市民にとって生涯学習活動の拠点となる社会教育施設は、今後も地域の方々から愛着をもって利用される施設であると考えています。

これらの施設については、ボランティアなどの役務の提供をとおして維持管理費を補完してもらうことで、次の方法により減免の追加措置を行うこととします。

【減免追加措置の考え方】

ア 対象

社会教育関係団体

イ 内容

市教育委員会では、団体が利用する施設の環境美化に取り組むこととおして、利用している施設に対してより愛着を持って利用していただきたいという思いから、減免追加措置として「清掃会」と「草刈会」を開催します。その会に参加した団体には、維持管理費の一部を役務により提供していただくことで、減免率を50%から80%にかさ上げるものとします。

ウ 具体的な適用方法

「清掃会」と「草刈会」は、次の表2のイメージで実施することとし、参加した団体には「80%減免1回券」を「清掃会」では4枚、「草刈会」では6枚配布します。

これにより、2回に1回参加した団体は、概ね年間を通じて80%減免を受けることが可能となります。

《表 2》

	開 催（予定）		80%減免1回券の 配布枚数（枚/回）
	実施時期	回数	
清 掃 会	毎月 1 回	12回	4 枚
草 刈 会	6 月と 9 月	2 回	6 枚

- ・施設を利用する際（使用料支払い時）に、「80%減免 1 回券」を利用施設へ提出すれば、80%の減免を受けることができます。
- ・「80%減免 1 回券」の配布に際しては、団体ごとの構成人数の違いを考慮して、構成員の 2 割以上が参加することを条件とします。

上記の実施時期や開催回数、実施方法などについては、施設の利用状況などを踏まえ、今後さらなる検討を行うこととします。

(3) 加算されるその他の使用料

① 空調設備使用時の使用料設定

現行どおり、条例上の貸室使用料の2割にあたる使用料とします。

② 市外者の使用料設定

現行の条例では、公民館施設と文化施設が貸室使用料の1.5倍、体育施設が2倍にあたる使用料設定となっており、施設によって違いがあるため、貸室使用料の1.5倍にあたる使用料に統一します。

③ 営利目的の使用料設定

現行どおり、体育施設は条例上の使用料の10倍、文化施設は条例上の使用料の2倍の使用料とします。

2 学校体育館の開放に係る使用料の設定について

学校体育施設は、学校教育法に基づき児童生徒へ教育活動が行われる施設であるため、社会教育施設とは本来の目的が異なることから、以下のとおりの使用料設定を行います。

(1) 学校体育館開放の現状

市内全ての小中学校で体育館とグラウンドの一般開放を行っており、スポーツ少年団やスポーツ協会加盟団体、社会教育関係団体が利用しています。

その使用料については、グラウンドのナイター設備のみ実費相当を徴収していますが、体育館は、使用料の設定がなく無料で利用できる状況です。

なお、県内20市のうち、学校体育館の使用料を設定していないのは、燕市を含む4市となっています。

(2) 学校体育館開放の新しい料金表

学校体育館の開放の使用料は、照明設備の光熱費を基に算出し、表3のとおり施設面積によって30分当たり50円、100円、150円の3つの段階に区分した設定とします。

《表 3》

項 目	施 設 数	料金単価 (30 分/円)
Aグレード (1, 501 m ² 以上)	4 施設	150 円
Bグレード (1, 000 m ² ～1, 500 m ²)	11 施設	100 円
Cグレード (1, 000 m ² 未満)	6 施設	50 円
合計	21 施設	

※吉田中学校には体育館が 2 つあるため、合計は21施設となります。

なお、減免については、学校教育施設であることを考慮し、スポーツ少年団のように子どもたちの健全育成を目的とする団体や構成員の過半数が小中学生で構成されている団体のみ全額減免とします。

3 個人利用の使用料設定について

個人利用の使用料と減免については、以下のとおり見直しを行います。

(1) 個人利用の使用料の見直し

個人利用とは、「個人が、自身のために施設を利用する場合」のことであり、次の表4が個人利用の使用料設定の見直し対象施設となります。

対象施設の中には、一般開放や使用料設定を行っていない施設があるため、使用料の金額だけではなく、一般開放や使用料設定の有無も踏まえ、総合的な観点から見直しを行います。

《表4》

施設名		一般 開放	現行使用料	
			設定	金額
市民プール	プール	×	×	-
吉田プール	プール	×	×	-
分水プール	プール	○	×	-
B&G海洋センター	プール	○	○	大人1回100円
吉田トレーニングセンター (ビジョンよしだ)	プール	○	○	大人1回700円 (入館料)
	浴室			
	トレーニングルーム			
燕市体育センター	トレーニングルーム	○	×	-
分水地域交流センター	トレーニングルーム	○	×	-

(注) ○：実施している ×：実施していない

① 市民プール・吉田プール・分水プール

市民プールと吉田プールは、一般開放を行っていないため、体育施設から学校施設に変更し、体育施設条例から外します。

分水プールは、学校利用と一般開放の2つの利用形態があることから、学校が利用した場合は、教育活動の範囲内として無料とし、一般開放の場合は、受益者負担の観点から大人100円、子ども50円の使用料を設定します。

② B & G 海洋センター

B & G 海洋センターの使用料については、貸館施設の使用料見直しにおいて講じた負担の急増抑制措置の考え方や県内他市との使用料比較から、現状の2倍の金額を上限とした大人200円、子ども100円の使用料を設定します。

③ 吉田トレーニングセンター（ビジョンよしだ）

吉田トレーニングセンター（ビジョンよしだ）は、2020年度以降に大規模な改修を予定しています。この改修により、サービス内容や維持管理費などが変わる可能性があるため、使用料の見直しは、今後改修する内容が確定した段階で検討していくこととします。

④ 燕市体育センターと分水地域交流センターのトレーニングルーム

トレーニングルームは、吉田トレーニングセンター（ビジョンよしだ）が有料であり、燕市体育センターと分水地域交流センターが無料となっていますが、施設規模や設置機器に差があるため、市全体のトレーニングルームのあり方について、前述③と併せて、今後検討していくこととします。

⑤ 体育施設のシャワー設備の使用料

シャワー設備が設置されている燕市体育センターと吉田総合体育館、分水総合体育館、スポーツランド燕、燕北多目的武道場は、現在、使用料の設定がありません。

しかし、シャワー設備は、温水を利用者の判断で直接使用するものであるため、利用者より費用を負担していただくものとして、1人1回あたり50円の使用料を設定します。

（2）個人利用の減免基準

個人利用の減免区分は、身体障がい者手帳や精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を持っている方とその付添い人1名に限定し、その割合は、施設や料金区分によらず、50%減免に統一します。（上記⑤は除く）

Ⅲ 使用料以外の条例の見直し

1 使用料以外の条例の見直し

条例の改正にあたっては、このたびの使用料見直しと併せて、以下の点について見直しを行います。

(1) 利用実態に応じた貸室名称の整理

① 同様の用途で一体的に利用されている貸室

【例】・南公民館 児童室と図書室
⇒講習室

② 同様の機能を持った貸室の名称

【例】・分水公民館 調理室
⇒調理実習室 ※全ての館で調理実習室に統一

③ 書庫や救護室等として利用している貸室

【例】・吉田公民館 第1会議室
⇒削除 ※図書館書庫として利用
・市民体育館 第3控室
⇒削除 ※救護室として利用

(2) 貸室の追加

他の貸室と同様に使用されているが、条例に規定がない貸室

- 【例】 ・ スポーツランド燕 本部室（野球場バックネット裏）
・ 分水公民館 小会議室（1階 美術工芸室向かい）

(3) 利用状況に応じた変更

利用者が施設をより使用しやすいよう、条例の規定を変更

- 【例】 ・ 市民体育館 アリーナ 『2分の1』の面積で利用できる
⇒ 『4分の1』の面積で利用できるよう変更

IV 新しい料金表

1 見直しの対象施設

1	燕市中央公民館	20	燕市小中川地区コミュニティーセンター	39	燕市体育センター	
2	燕市吉田公民館	21	サンスポーツランド分水	40	燕北多目的武道場	
3	燕市分水公民館	22	スポーツランド燕	41	燕市ジムナスト分水	
4	燕市小池公民館	23	つばくろ運動広場	42	燕市分水テニスコート	
5	燕市松長公民館	24	燕市スポーツパーク	43	燕市分水総合体育館	
6	燕市川前公民館	25	燕市栗生津屋内ゲートボール場	44	燕市分水地域交流センター	
7	燕市東公民館	26	燕市吉田テニスコート	45	燕市分水多目的屋内運動場	
8	燕市藤の曲公民館	27	燕市吉田屋外ゲートボール場	46	燕市米納津屋内ゲートボール場	
9	燕市南公民館	28	燕市吉田屋内ゲートボール場	47	燕市吉田トレーニングセンター	
10	燕市栗生津公民館	29	燕市吉田総合グラウンド	48	燕市B&G海洋センター	
11	燕市吉田北公民館	30	燕市吉田総合体育館	49	燕市民プール	
12	燕市小中川公民館	31	燕市吉田第1野球場	50	燕市吉田プール	
13	燕市西燕公民館	32	燕市吉田第2野球場	51	燕市分水プール	
14	燕市吉田ふれあいセンター	33	燕市吉田武道館	社会教育施設		51施設
15	燕市勤労青少年ホーム	34	燕市吉田北体育センター		公民館施設	16施設
16	燕市民交流センター	35	燕市栗生津体育センター		図書館施設	2施設
17	燕市立図書館	36	燕市勤労者体育センター		文化施設	1施設
18	燕市吉田図書館	37	燕市国上勤労者体育センター		体育施設	32施設
19	燕市文化会館	38	燕市四箇村ふれあい館	学校教育施設(小中学校)		20施設
				合 計		71施設

2 使用料の新しい料金表

(30分当たり)

		使用料		使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	区分	内容
中央公民館 西棟	小会議室	150円	250円		
	第1会議室	200円	500円		
	第2会議室	150円	300円		
	第3会議室	167円	300円		
	第1研修室	117円	200円		
	第2研修室	150円	300円		
	第3研修室	117円		削除	倉庫として継続使用
	小ホール	200円	600円		
	中ホール	317円	800円		
	第1和室	100円	200円		
	第2和室	100円	200円		
中央公民館 東棟	工芸室	200円	300円		
	窯室	83円	100円		
	多目的室	316円	1,050円		
	調理室 調理実習室	333円	450円	変更	【名称変更】 調理室 ⇒ 調理実習室
	講習室A	167円	400円		
	講習室B	167円	450円		
吉田公民館	第1会議室	214円		削除	図書館倉庫として継続使用
	第2会議室 会議室	214円	300円	変更	【名称変更】 第2会議室 ⇒ 会議室
	集会室	357円	400円		
	研修室	143円	150円		

(3 0 分当たり)

		使用料		使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	区分	内容
吉田公民館	視聴覚室	214円	300円		
	調理実習室	286円	450円		
	講堂	786円	900円		
	大会議室	429円	450円		
分水公民館	大ホール	750円	1,400円		
	美術工芸室	167円	250円		
	研修室 第1研修室	167円	250円	変更	【名称変更】 研修室⇒第1研修室
	調理室 調理実習室	500円	550円	変更	【名称変更】 調理室 ⇒ 調理実習室
	小会議室		250円	追加	
	大会議室	333円	450円		
	研修室 第2研修室	167円	250円	変更	【名称変更】 研修室⇒第2研修室
	音楽練習室	167円	250円		
	視聴覚室	333円	700円		
小池公民館	児童室 講習室	83円	250円	統合	【名称変更】 児童室・図書室⇒講習室
	図書室 講習室	83円			
	研修室	83円	100円		
	大会議室	200円	550円		
	小会議室	117円	150円		
	茶室		200円	追加	
	調理実習室	117円	200円		

(3 0 分当たり)

		使用料		使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	区分	内容
小中川公民館	談話室兼展示室 談話室	83円	100円	変更	【名称変更】 談話室兼展示室⇒談話室
	図書室 講習室	83円	200円	変更	【名称変更】 図書室⇒講習室
	研修室	150円	350円		
	資料室	83円	150円		
	体育館	233円	750円		
	料理実習室 調理実習室	117円	350円	変更	【名称変更】 料理実習室⇒調理実習室
松長公民館	児童室 講習室	83円	250円	統合	【名称変更】 児童室・図書室⇒講習室
	図書室 講習室	83円			
	研修室	83円	150円		
	大会議室	200円	550円		
	小会議室	117円	300円		
	料理実習室 調理実習室	117円	300円	変更	【名称変更】 料理実習室⇒調理実習室
川前公民館	児童室 講習室	83円	250円	統合	【名称変更】 児童室・図書室⇒講習室
	図書室 講習室	83円			
	研修室	83円	150円		
	大会議室	200円	600円		
	小会議室	117円	250円		
	調理実習室	117円	250円		

(3 0 分当たり)

施設名		使用料		使用料以外の条例改正	
		現行	見直し後	区分	内容
南公民館	児童室 講習室	83円	300円	統合	【名称変更】 児童室・図書室⇒講習室
	図書室 講習室	83円			
	実験学習室 小会議室	83円	150円	変更	【名称変更】 実験学習室⇒小会議室
	大会議室	200円	550円		
	小会議室 談話室	117円	300円	変更	【名称変更】 小会議室⇒談話室
	調理実習室	117円	250円		
西燕公民館	児童室 講習室	83円	250円	統合	【名称変更】 児童室・図書室⇒講習室
	図書室 講習室	83円			
	研修室	83円	100円		
	大会議室	150円	450円		
	小会議室	83円	200円		
	展示室	83円	150円		
	体育館	233円	550円		
	料理実習室	117円	250円		
藤の曲公民館	児童室 講習室	83円	300円	統合	【名称変更】 児童室・図書室⇒講習室
	図書室 講習室	83円			
	研修室	83円	100円		
	大会議室	150円	700円	統合	【名称変更】 大会議室・展示室⇒大会議室
	展示室 大会議室	150円			
	小会議室	150円	300円		
	談話室	83円	100円		
	調理実習室	117円	300円		

(3 0 分当たり)

		使用料		使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	区分	内容
東公民館	和室	117円	300円		
	集会室	117円	250円		
	遊戯室	233円	250円		
	調理実習室	117円	300円		
粟生津公民館	第1会議室	143円	100円		
	第1研修室	143円	200円		
	第2研修室	143円	200円		
	調理実習室	286円	350円		
	第2会議室	286円	300円		
	大会議室	357円	500円		
	いこい室		150円	追加	
吉田北公民館	第1会議室	143円	200円		
	第1研修室	143円	200円		
	調理実習室	286円	350円		
	第2研修室	143円	250円		
	第2会議室	286円	350円		
	大会議室	357円	400円		
吉田ふれあいセンター	相談室	143円	300円		
	会議室	214円	350円		
	研修室	214円	200円		
	料理講習室 調理実習室	286円	250円	変更	【名称変更】 料理講習室⇒調理実習室

(30分当たり)

		使用料		使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	区分	内容
吉田ふれあいセンター	保健室	71円	50円		
	いこい室	214円	250円		
	講堂	500円	700円		
	集会室	286円	700円		
燕市立図書館	展示ホール	250円	500円		
吉田図書館	第1研修室	250円	200円		
	第2研修室	166円	100円		
吉田勤労青少年ホーム	娯楽室		650円	追加	
	講習室		250円	追加	
	集会室		700円	追加	
	図書室		150円	追加	
	休養室		250円	追加	
	音楽室		250円	追加	
市民交流センター	多目的ホール	786円	900円		
	研修室	143円	150円		
文化会館	シャワー室	166円		削除	倉庫として継続使用

(30分当たり)

			使用料			使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	備考	区分	内容	
市民体育館 (体育センター)	アリーナ	1,000円	1,500円	利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【条例備考欄一部追加】 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、 4分の1の額とする。	
	卓球場	300円	50円		変更	1台当たり料金に変更	
	ミーティングルーム	100円	350円				
	第1控室	100円			削除	災害備蓄倉庫として使用	
	第2控室	100円			削除	倉庫として使用	
	第3控室	100円			削除	救護室として使用	
市民武道館 (体育センター)	柔道場	200円	300円				
	剣道場	200円	300円				
	弓道場	200円	300円				
	トレーニングルーム			無料			
	打合せ室	100円	300円				
市民研修館 (体育センター)	アリーナ	700円	1,150円	利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【条例備考欄一部追加】 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、 4分の1の額とする。	
	第1研修室	100円	250円				
	第2研修室	50円	150円				
	第3研修室	100円	200円				
	第4研修室	50円	100円				
	第5研修室	100円	300円				

(30分当たり)

			使用料			使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	備考	区分	内容	
市民研修館 (体育センター)	宿泊(第1研修室・第3研修室・ 第5研修室)	2,000円に、一般1人500円、高校生1人400円及び中学生以下1人300円を加えた額			変更	【名称追加】 第5研修室	
	宿泊(第2研修室・第4研修室)	1,000円に、一般1人500円、高校生1人400円及び中学生以下1人300円を加えた額					
吉田総合体育館	競技場 アリーナ	1,000円	1,500円	遊戯目的の個人利用は無料とするが、有料利用を優先とする。利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【名称変更】 競技場 ⇒ アリーナ 【条例備考欄一部変更】 遊戯目的の個人利用は無料とするが、有料利用を優先とする。 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、4分の1の額 とする。	
	卓球場	300円	50円			変更	【料金区分変更】 1部屋料金から1台当たり料金に変更 【条例備考欄一部変更】 遊戯利用の個人利用は無料とするが、有料利用を優先とする。利用面積が4分の1以内の場合には、4分の1の額とする。

(30分当たり)

			使用料			使用料以外の条例改正	
施設名			現行	見直し後	備考	区分	内容
吉田総合体育館	体操場		250円	350円			
	第1会議室		100円	150円			
	第2会議室		100円	150円			
	第1研修室		100円	200円		統合	【名称変更】 第1研修室・第2研修室 ⇒ 研修室
	第2研修室		100円				
分水総合体育館	体育館 アリーナ		1, 000円	1, 500円	利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【名称変更】 体育館 ⇒ アリーナ 【条例備考欄一部追加】 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、 4分の1の額とする。
	ミーティングルーム ミーティングルーム 1 ミーティングルーム 2		100円	150円		分割	【名称変更】 ミーティングルーム ⇒ミーティングルーム 1
				150円			【名称変更】 ミーティングルーム ⇒ミーティングルーム 2
	部室		50円			削除	倉庫として使用
	燕市分水武道館		200円	300円			
分水総合体育館	分水地域交流センター	多目的室1	200円	200円			
		多目的室2	200円	1, 000円			
		多目的室3	200円	900円			
		会議室	100円	400円			

(30分当たり)

					使用料			使用料以外の条例改正	
施設名					現行	見直し後	備考	区分	内容
スポーツランド燕	野球場				200円	400円			
	本部室					350円		追加	
	多 技 目 的 競	ソフトボール場			100円	300円			
		サッカー場			200円	250円			
		トラック			700円	550円			
	多目的広場				100円	150円			
	体育館 アリーナ				1, 000円	1, 500円	利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【名称変更】 体育館 ⇒ アリーナ 【条例備考欄一部追加】 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、 4分の1の額とする。
	ミーティングルーム				100円			削除	事務室として使用
	屋内練習場				500円	400円			
ミーティングルーム					300円		追加	(屋内練習場脇)	
スポーツパーク		燕市民テニスコート			200円	250円			
		燕市少年野球場			100円	150円			
吉田テニスコート					200円	250円			
分水テニスコート					200円	250円			
つばくろ運動広場		野球場			200円	350円			
		ソフトボール場			100円	150円			

(30分当たり)

		使用料			使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	備考	区分	内容
吉田第1野球場		200円	300円			
吉田第2野球場		200円	300円			
小中川地区コミュニティセンターソフトボール場		100円	150円			
吉田武道館	柔道場	200円	300円			
	剣道場	200円	300円			
	会議室	100円	200円			山吹の部屋として使用（適応指導教室）
栗生津体育センター	競技場 アリーナ	500円	750円		変更	【名称変更】 競技場 ⇒ アリーナ
吉田北体育センター	競技場 アリーナ	500円	750円		変更	【名称変更】 競技場 ⇒ アリーナ
吉田総合グラウンド		700円	450円			
吉田屋外ゲートボール場		100円	150円			
吉田屋内ゲートボール場		100円	200円			
米納津屋内ゲートボール場		100円	150円			
栗生津屋内ゲートボール場		100円	150円			
分水多目的屋内運動場	1号棟 ミーティングルーム		150円		追加	
	2号棟 ミーティングルーム		250円		追加	
	1号棟 多目的屋内運動場	500円	1, 000円			
	2号棟 多目的屋内運動場	500円	1, 000円			

(3 0 分 当 た り)

					使用料			使用料以外の条例改正	
施設名					現行	見直し後	備考	区分	内容
ジムナスト分水					500円	650円			
勤労者体育センター	競技場 アリーナ				500円	750円	利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額とする。	変更	【名称変更】 競技場 ⇒ アリーナ 【条例備考欄一部変更】 利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、 4分の1以内の場合には、 4分の1の額とする。
国上勤労者体育センター	和室					200円		追加	
	アリーナ				500円	750円		変更	【名称追加】 アリーナ
サン・スポーツランド分水	野球場				200円	350円			
	多目的広場				200円	200円			
四箇村ふれあい館	アリーナ				500円	550円		変更	【室名追加】 アリーナ
	研修室					350円		追加	
燕北多目的武道場	多目的武道場				200円	300円			
市民プール							無料	削除	学校施設へ所管替え
吉田プール							無料	削除	学校施設へ所管替え
分水プール	水泳プール	幼児	無料			無料		追加	
		小学生・中学生	—			50円			
		その他	—			100円			

(30分当たり)

				使用料		使用料以外の条例改正	
施設名		現行	見直し後	備考	区分	内容	
B&G海洋センター	水泳プール	幼児 無料	無料	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までを1回とする。	変更	備考欄削除	
		小学生・中学生 50円	100円				
		その他 100円	200円				
	更衣ロッカー			無料	削除		
燕東小学校	体育館		100		追加		
燕西小学校	体育館		100		追加		
燕南小学校	体育館		50		追加		
燕北小学校	体育館		50		追加		
小池小学校	体育館		100		追加		
大関小学校	体育館		50		追加		
小中川小学校	体育館		50		追加		
松長小学校	体育館		50		追加		
粟生津小学校	体育館		100		追加		
吉田小学校	体育館		150		追加		
吉田南小学校	体育館		100		追加		
吉田北小学校	体育館		100		追加		
分水北小学校	体育館		100		追加		
分水小学校	体育館		100		追加		
島上小学校	体育館		100		追加		

(30分当たり)

				使用料			使用料以外の条例改正	
施設名				現行	見直し後	備考	区分	内容
燕中学校		体育館			150		追加	
小池中学校		体育館			100		追加	
燕北中学校		体育館			150		追加	
吉田中学校		第 1 体育館			100		追加	
		第 2 体育館			50		追加	
分水中学校		体育館			150		追加	